■市町村が別に指定する移住支援金支給対象法人に登録可能な業種(2025年4月現在)

市町村名	指定業種
仙台市	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業(うち放送業)、運輸業、郵便業、卸売業,小売業(但し、宮城県で一部のみ定める産業分野(医薬品・化粧品小売業のうち化粧品小売業を除く)を除く)、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、教育,学習支援業、複合サービス業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、その他サービス業
気仙沼市	建設業、発電業、卸売業、小売業、飲食店(酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ除く)、協同組合(他に分類されないもの)、他に分類されない非営利的団体
名取市	建設業、土木建築サービス業、その他の生活関連サービス業
登米市	総合工事業、燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
東松島市	道路貨物運送業
大崎市	建設業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業(こん包業)
富谷市	道路旅客運送業、道路貨物運送業
七ヶ宿町	卸売業、小売業
丸森町	飲食店
大和町	建設業、道路貨物運送業
南三陸町	建設業、卸売業、小売業、飲食店(酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、 ナイトクラブを除く。)、協同組合(他に分類されないもの。)、政治・経済・文化団体